

和歌山県立医科大学みらい医療推進センターげんき開発研究所
組織運営規程

制 定 平成28年4月1日和医大規程第11号

(趣旨)

第1条 この規程は、和歌山県立医科大学みらい医療推進センターげんき開発研究所（以下「げんき開発研究所」という。）の業務を効率的に行うため、組織の運営に関して必要な事項を定めるものとする。

(組織運用)

第2条 げんき開発研究所におけるスポーツ医科学研究及び県民の健康増進を推進するために、げんき開発研究所に研究主任及び研究員を置く。

2 研究主任及び研究員は、みらい医療推進センター所属の研究員（スポーツ科学）の中からみらい医療推進センター長が指名する。

3 研究主任は、上司の命を受け、研究所副所長を補佐するとともに、げんき開発研究所業務に従事する。

4 研究員は、上司の命を受け、研究主任を補佐するとともに、げんき開発研究所業務に従事する。

(雑則)

第3条 この規程に定めるもののほか、この規程の実施にあたって必要な事項はみらい医療推進センター長が別に定めるものとする。

附 則

この規程は、平成28年4月1日から施行する。